

令和2年第1回定例会

(第5日)

令和2年3月18日

令和2年第1回平川市議会定例会会議録（第5号）

○議事日程（第5号）令和2年3月18日（水）

- 第1 議案第5号 平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第6号 平川市監査委員に関する条例及び平川市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第7号 平川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案
- 議案第8号 平川市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第9号 平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第16号 平川市多目的集会施設条例の一部を改正する条例案
- 議案第20号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第21号 平川市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第22号 東部辺地総合整備計画の変更について
- 議案第23号 久吉辺地総合整備計画の変更について
- 議案第25号 平川市四季の蔵「もてなしロマン館」の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第26号 平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」及び平川市ふるさとセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第27号 平川市古懸コミュニティ浴場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第28号 平川市久吉たけのこ温泉の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第29号 碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第30号 平川市駅前駐車場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第31号 高木会館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第57号 令和元年度平川市一般会計補正予算（第6号）案
- 議案第61号 令和元年度平川市新屋財産区一般会計補正予算（第2号）案
- 第2 議案第14号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案
- 議案第15号 平川市ふるさとセンター条例の一部を改正する条例案
- 議案第17号 平川市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 議案第24号 市道路線の認定について
- 議案第60号 令和元年度平川市下水道事業会計補正予算（第3号）案
- 第3 議案第4号 平川市印鑑条例の一部を改正する条例案
- 議案第10号 平川市生涯学習センター条例の一部を改正する条例案

- 議案第 11 号 平川市運動施設条例の一部を改正する条例案
- 議案第 12 号 平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第 13 号 平川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第 18 号 平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案
- 議案第 19 号 平川市手話言語条例案
- 議案第 58 号 令和元年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 議案第 59 号 令和元年度平川市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 第 4 議案第 32 号 令和 2 年度平川市一般会計予算案
- 議案第 33 号 令和 2 年度平川市国民健康保険特別会計予算案
- 議案第 34 号 令和 2 年度平川市介護保険特別会計予算案
- 議案第 35 号 令和 2 年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第 36 号 令和 2 年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案
- 議案第 37 号 令和 2 年度平川市学校給食センター特別会計予算案
- 議案第 38 号 令和 2 年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案
- 議案第 39 号 令和 2 年度平川市簡易水道特別会計予算案
- 議案第 40 号 令和 2 年度平川市水道事業会計予算案
- 議案第 41 号 令和 2 年度平川市下水道事業会計予算案
- 議案第 42 号 令和 2 年度平川市新屋財産区一般会計予算案
- 議案第 43 号 令和 2 年度平川市町居財産区一般会計予算案
- 議案第 44 号 令和 2 年度平川市広船財産区一般会計予算案
- 議案第 45 号 令和 2 年度平川市小和森財産区一般会計予算案
- 議案第 46 号 令和 2 年度平川市大坊財産区一般会計予算案
- 議案第 47 号 令和 2 年度平川市石郷財産区一般会計予算案
- 議案第 48 号 令和 2 年度平川市岩館財産区一般会計予算案
- 議案第 49 号 令和 2 年度平川市大字大光寺財産区一般会計予算案
- 議案第 50 号 令和 2 年度平川市新尾崎財産区一般会計予算案
- 議案第 51 号 令和 2 年度平川市新館財産区一般会計予算案
- 議案第 52 号 令和 2 年度平川市沖館財産区一般会計予算案
- 議案第 53 号 令和 2 年度平川市葛川財産区一般会計予算案
- 議案第 54 号 令和 2 年度平川市吹上・高畑財産区一般会計予算案
- 議案第 55 号 令和 2 年度平川市原田財産区一般会計予算案
- 議案第 56 号 令和 2 年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案
- 第 5 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
- 閉会中における常任委員会の継続調査について
- 閉会中における議会広報特別委員会の継続調査について

○本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番 葛西勇人
2番 山谷洋朗
3番 中畑一二美
4番 石田隆芳
5番 工藤貴弘
6番 工藤秀一
7番 福士稔
8番 長内秀樹
9番 佐藤保
10番 山田忠利
11番 大澤敏彦
12番 原田淳
13番 桑田公憲
14番 齋藤剛
15番 工藤竹雄
16番 齋藤律子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市長	長尾忠行
副市長	古川洋文
教育長	柴田正人
選挙管理委員会委員長	大川武憲
農業委員会会長	柴田博明
代表監査委員	鳴海和正
総務部長	齋藤久世志
企画財政部長	西谷司
市民生活部長	白戸照夫
健康福祉部長	三上裕樹
尾上総合支所長	鈴木浩
経済部長	大湯幸男
建設部長	原田茂
碓ヶ関総合支所長	山田一敏
教育委員会事務局長	對馬謙二
平川診療所事務長	今井匡己

会 計 管 理 者	三 上 庚 也
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 田 桐 農 夫 吉
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 崇

○出席事務局職員

事 務 局 長	小 山 内 功 治
次 長 補 佐	清 藤 哲 彦
総 務 議 事 係 長	田 澤 亜 紀
主 事	一 戸 岬
主 事	對 馬 賢 也

○議長（福士 稔議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、総務企画常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

総務企画常任委員会に付託した19件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

（総務企画常任委員会委員長登壇）

○総務企画常任委員会委員長（桑田公憲議員） 改めましておはようございます。

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月2日の本会議において付託された議案審査のため、3月5日、第1委員会室において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には齋藤康太を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案6件、規約の変更1件、計画の変更3件、指定管理者の指定等7件、補正予算案2件、計19件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第5号平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平川市監査委員に関する条例及び平川市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、会計年度任用職員の守秘義務について質問があり、総務部長より、今後は会計年度任用職員についても守秘義務等に関する研修の実施を検討していく旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、職制を見直した理由について質問があり、総務部長より、当市のラスパイレス指数を上げるための方策の一つである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平川市多目的集会施設条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平川市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、追加事業の内容について質問があり、碓ヶ関総合支所長より、建物や機械設備の老朽化に伴う改修等のためのものである旨の答弁がありました。

また、企画財政部長より、碓ヶ関診療所患者送迎バス運行事業は、従来から実施している事業であるが、過疎債のソフト事業を充当することができることから、今回の計画に追加したものである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号東部辺地総合整備計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、以前に実施済みの事業の記載がある理由について質問があり、企画財政部長より、東部辺地総合整備計画については、策定された平成27年度以降に実施された辺地債充当事業を全て掲載しているものであり、本議案では令和2年度に実施予定の事業を追加するものである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号久吉辺地総合整備計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、公民館と集会所の役割の違いについて質問があり、総務部長より、公民館は社会教育施設であるのに対し、集会所はコミュニティーづくりのための集会施設である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号平川市四季の蔵「もてなしロマン館」の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」及び平川市ふるさとセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号平川市古懸コミュニティ浴場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

これに対し委員より、町会名の表記について質問があり、市長及び碓ヶ関総合支所長より、町会名については地区によってそれぞれ決めているため、異なる旨の答弁がありました。

ました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号平川市久吉たけのこ温泉の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

これに対し委員より、公認期間を5年間として、平成30年に再公認を受けた理由について質問があり、スポーツ課長より、5年間の期間が公認の一定期間として定められていること。また、平成30年、平成31年に公認の大会が開催されるため、選手に不利益を生じさせないために公認を受けた旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号平川市駅前駐車場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号高木会館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号令和元年度平川市一般会計補正予算（第6号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、広告料1,514万1,000円の減額補正について質問があり、総務部長及び総務課長より、ふるさと納税に関する経費の一部であり、広告料としてかけられる事務費は、寄附額の5割以下という総務省通達に従い、減額となった旨の答弁がありました。

また、りんご黒星病被害果処理委託料の減額補正について質問があり、農林課長より、春先の天候が良好で黒星病の発生が抑制されたためである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号令和元年度平川市新屋財産区一般会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、財産売払収入の内訳について質問があり、総務部長より、針葉樹が4,260本、広葉樹が620本の立ち木販売額による収入である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が、総務企画常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。令和2年3月18日、総務企画常任委員会委員長、桑田公憲。

（総務企画常任委員会委員長降壇）

○議長（福士 稔議員） 総務企画常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 討論を終わります。

これより、総務企画常任委員会に付託した議案19件について、一括採決します。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの19件については委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、建設経済常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

建設経済常任委員会に付託した5件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

（建設経済常任委員会委員長登壇）

○建設経済常任委員会委員長（山田忠利議員） 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月2日の本会議において付託された議案審査のため、3月5日、第2委員会室において開催され、出席委員は5名でございました。

議案説明のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には工藤大幸を採用しました。

当委員会に付託された案件は、条例改正案3件、補正予算案1件、その他1件、計5件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第14号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、新規雇用人数の要件を緩和した目的、効果についての質問があり、経済部長より、少子高齢化を背景に企業の雇用確保が困難な状況であること、平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる立地企業支援事業を促進する目的で要件を緩和したものであり、固定資産税の課税免除等の優遇措置を受けることができる企業が増えることで、雇用促進につながることを期待する旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平川市ふるさとセンター条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平川市営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題といたしまし

た。

これに対し委員より、連帯保証人の基準を改正し入居条件の緩和を図った理由についての質問があり、建設部長より、上位法である民法が改正されたことに伴い、関係する条文を改正するものである旨の答弁がありました。

また、入退去時の状況写真の撮影についての質問があり、建設部長より、退居者が修繕を実施した場合、退居者に代わって市が修繕を実施した場合、いずれにおいても状況写真を撮影し保管している旨の答弁がありました。

また、意思疎通のできない方、生活保護者への対応方法についての質問があり、建設部長より、連帯保証人や緊急連絡先の関係者、福祉担当課と相談しながら対応している旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号市道路線の認定についてを議題といたしました。

これに対し委員より、路線認定後の実延長等の内容変更についての質問があり、建設部長より、道路工事が既に完成している路線認定のため、実延長等の内容変更は発生しない旨の答弁がありました。

また、2路線の認定路線となった理由についての質問があり、建設部長より、袋地状の道路形状のため、やむを得ず2路線の認定となり、これまでの類似形状の認定路線の実績を考慮した線形である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号令和元年度平川市下水道事業会計補正予算（第3号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、収入の営業外収益の内容についての質問があり、上下水道課長より、預金利息、他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益等が該当する旨の答弁がありました。

また、収益的収入において、一般会計補助金が約490万円の減収となった理由及び内容についての質問があり、上下水道課長より、一般会計の補正予算において補助金の支出を減額したことに伴い、その内容と整合を図るため下水道会計の収入を減額したものであり、主な内容としては人件費相当額である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が、建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和2年3月18日、建設経済常任委員会委員長、山田忠利。

（建設経済常任委員会委員長降壇）

○議長（福士 稔議員） 建設経済常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 討論を終わります。

これより、建設経済常任委員会に付託した議案5件について、一括採決します。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの5件については委員長報告のとおり可決されました。

○議長(福士 稔議員) 日程第3、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

教育民生常任委員会に付託した9件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、登壇願います。

(教育民生常任委員会委員長登壇)

○教育民生常任委員会委員長(工藤貴弘議員) 教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月2日の本会議において付託された議案審査のため、3月5日、第3委員会室において開催され、出席委員は5名でございました。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には長尾智寿を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例案2件、条例改正案5件、補正予算案2件、計9件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第4号平川市印鑑条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、条例の改正点について質問があり、市民生活部長より、これまで成年被後見人であるために印鑑登録ができなかった規定を、意思能力を有しない者と改めることにより、成年被後見人であっても印鑑登録が可能になるもので、国の印鑑登録証明事務処理要領に準じた改正である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平川市生涯学習センター条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、使用料の別表に区分されている午後5時から午後10時までの実際の利用状況について質問があり、教育委員会事務局長より、午後10時には退出することを想定しており、実際は午後9時半頃には利用が終了している旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平川市運動施設条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、運動施設の利用に関して、使用時間、市内外の利用者、使用料

等の区分の有無について質問があり、教育委員会事務局長より、料金が1回につきと明記されている場合は時間制限を設けていないこと。個人利用の場合、施設利用の有料・無料に関わらず、市内外の利用者について特に区分は設けていない旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、家庭的保育事業等の概要について質問があり、健康福祉部長より、市町村が認可する地域型の保育事業で、原則2歳児までを対象とした小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、この4つを総称したもので、保育所、幼稚園、認定こども園の施設型の保育事業に比べて小規模な事業であること。当市では実施されていない旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の概要について質問があり、健康福祉部長より、小規模保育事業は、定員が6人から19人以下の比較的小規模な保育事業で、家庭的保育に近い環境できめ細やかな保育を実施するものであること。居宅訪問型保育事業は、子供の自宅を訪問して実施する保育事業で、保育を必要とする子供の居宅で実施されること。事業所内保育事業は、主に実施主体となる企業の事業所内に設置され、従業員の子供のほか、地域枠として地域の保育を必要とする子供も対象であること。3つの保育事業は当市では実施されていない旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平川市手話言語条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、本条例案に関する令和2年度の事業計画、手話に関する資格について質問があり、健康福祉部長より、令和2年度事業は、広報紙やホームページを活用した条例の周知、手話通訳者の設置、手話奉仕員養成講座の実施、市職員を対象とした手話研修会の実施を検討していること。手話に関する資格は、手話奉仕員、手話通訳者、手話通訳士があり、当市では手話奉仕員の養成講座を開設している旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号令和元年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号令和元年度平川市介護保険特別会計補正予算（第4号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が、教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和2年3月18日、教育民生常任委員会委員長、工藤貴弘。

(教育民生常任委員会委員長降壇)

○議長(福士 稔議員) 教育民生常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 討論を終わります。

これより、教育民生常任委員会に付託した議案9件について、一括採決します。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの9件については委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、予算特別委員会に付託した議案についてを議題とします。

予算特別委員会に付託した、25件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、登壇願います。

(予算特別委員会委員長登壇)

○予算特別委員会委員長(佐藤 保議員) 本定例会において、予算特別委員会に付託されました議案25件について、その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

3月2日、議員全員をもって予算特別委員会が組織されました。その場において、私が委員長に、副委員長には原田 淳委員が選任され、3月11日、12日、16日の3日間、市長はじめ担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議員全員による特別委員会でありますので、質疑の内容等は省略し、結果のみ申し上げます。

議案第32号令和2年度平川市一般会計予算案、議案第33号令和2年度平川市国民健康保険特別会計予算案、議案第34号令和2年度平川市介護保険特別会計予算案、議案第35号令和2年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案の4件については異議がありましたので、起立採決の結果、それぞれ賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号令和2年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案から議案第56号令和2年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案までの21件については異議がなく、原案のとおり可決されました。

以上をもって、予算特別委員会の報告を終わります。

令和2年3月18日、予算特別委員会委員長、佐藤 保。

(予算特別委員会委員長降壇)

○議長（福士 稔議員） 予算特別委員会委員長報告は終わりました。

予算特別委員会に付託になった議案は、議員全員において審査しておりますので、委員長報告に対する質疑は省略します。

まず、討論の通告がありました議案第32号から議案第35号の4件について、1件ずつ議題とします。

議案第32号令和2年度平川市一般会計予算案についてを議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、16番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○16番（齋藤律子議員） 議案第32号令和2年度平川市一般会計予算案について、反対討論を行います。

令和2年度平川市当初予算は、予算の総額が歳入歳出175億3,000万円となっておりますが、総額が約6億6,000万円を計上した令和元年度3月補正と併せて見ていく必要があります。

学校の改築、大改修はともかく、新本庁舎建設事業をはじめとする大型事業費の計上突出しています。

市債は前年度比56%減の18億2,090万円を計上したものとなっておりますが、公債費は前年度比1.5%増の19億6,305万4,000円で、引き続き今後の財政運営を市民目線を加え注視していかなければならないと思っております。

反対の理由は、消費税10%への増による市民への影響が家計を直撃している実態です。

市税では、給与所得の伸びに伴う個人市民税の増収を見込んでの計上となっておりますが、地域の農業所得、給与所得は伸び悩んでおり、その上増税で家計を圧迫しているとの市民の声です。

また、新型コロナウイルス感染拡大の国等の措置に関して、売上げや賃金収入減の影響から個人のみならず法人による市税の確保がどのような経過をたどるのが、懸念される所です。

マイナンバーカードを利用した健康保険証の推進に関わる個人番号カード交付事業費補助金なども反対の理由です。

会計年度任用職員の経費が手当てされたことや未婚の独り親への控除の適用は待ちに待ったところですが、幼保無償化は自治体負担が通年分計上されることになり、消費税増税の国の目玉の政策は一時的な夢だったことになりました。

生活保護費の食費や光熱費に当たる生活扶助費は、平成30年度から令和2年度まで連続で段階的に引下げとなっております。

保護基準の引下げは就学援助、住民税の非課税限度額、最低賃金、国保や介護保険の減免基準、公営住宅の家賃の減免基準などに連動するため、福祉政策の全面的な後退を引き起こします。

市は、第2次平川市長期総合プランと第2期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略5か年の初年度に当たり、人口減少対策に力点を置く予算配分とうたっています。

しかし、地域経済を支える基幹産業である農業予算は乏しく、地域活性化に向けた思い切った施策が必要ではないかと思っています。

インバウンドやアウトバウンド、台中市訪問など予算に投入することは、一時的なもので、今後の平川市の魅力発信のための投資を限られた財源の中でこつこつと投入していくことが、市の生き残り、発展にとって欠かせないのではないかと考える次第です。

そのためには、地域公共交通網作成は最大のプロジェクトになると思っています。3地域の特性を生かした農業、観光、暮らし丸ごと発信も同時に進めてほしいと願っています。

6次産業化、空き家の利活用は政策が尻すぼみになっていること、もう一度、これまでの政策のよいところを展開し、総合的な連携が農商工などの連携が必要ではないかと提言します。

今後に向けた意見を申し述べて、議案第32号令和2年度平川市一般会計予算案の反対討論とします。

○議長（福土 稔議員） 次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、8番、長内秀樹議員の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○8番（長内秀樹議員） 議案第32号令和2年度平川市一般会計予算案につきまして、賛成の立場で討論いたします。

新年度予算は、歳入歳出それぞれ175億3,000万円で前年度より、22億1,000万円の減額となっております。

昨今からの社会保障に係る費用などの増加や新本庁舎建設事業、各地域の集会施設の改築事業など大型建設事業が続く中であって、財政健全化の指標である実質公債費比率や将来負担比率は、これまでどおり基準値を大きく下回り、将来にわたり健全な財政運営が見込まれているとのことであります。

さて、本議会開会に当たり市長は市政運営について、これからも平川市の地方創生に向けて、市民、企業、行政が一体となったまちづくりを進め、当市の将来像であります「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」の実現に向けて全力で取り組んでいく、そしてまた、第2次平川市長期総合プランに掲げる3つの基本目標に沿った施策や、5か年計画の初年度となる第2期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略による人口減少対策に力点を置いた予算を優先配分していると表明されております。

こうした考え方により編成された令和2年度平川市一般会計当初予算には、長期総合プラン基本目標の一つ目「魅力あるひとづくり」として、子供たちの教育環境を充実させるため、市内小・中学校の施設整備を継続するほか、国のGIGAスクール構想の実現に向けたICT環境の整備費が盛り込まれました。

また、すこやか住宅支援事業では、これまでの対象要件に新たに新婚世帯を加え、結婚支援としての充実を図ったほか、将来ふるさと平川市で若者が活躍できるよう若者議会設置に向け、スタートするとのことであります。

このことは、次世代を担う子供たちや若者の人材育成につながる施策として、大いに期待されるものであります。

基本目標二つ目「活力あるしごとづくり」における取組として、まず農業分野では、人・農地プランによる地域の声を受け、農業生産組織の農業用機械オペレーター養成支

援事業の創設、さらには、りんごの生産者を応援するりんごのふるさと応援事業も継続するとのことであります。

また、商工観光分野では、市内中小企業等の人材確保に対する新たな支援として求人情報発信支援事業、さらには、台湾台中市との交流を契機としたインバウンドの充実と、平川ねふたを題材にした当市の観光プロモーション事業などの関連経費が盛り込まれております。

次に、基本目標三つ目「住み続けたいまちづくり」の取組として、まず子育て支援では、保育ニーズに対応した病児保育の受け入れ事業者を3か所に増やしたほか、保護者の保育料負担軽減のため、1億円を超える市費が予算措置されております。

このように、大胆、かつ、きめ細かい目配りがなされており、第2次平川市長期総合プランの実現と第2期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に推進するための関連予算が随所に措置された予算であると私は確信していることから、令和2年度平川市一般会計予算案に賛成するものであります。

○議長（福士 稔議員） 次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、15番、工藤竹雄議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

○15番（工藤竹雄議員） 議案第32号令和2年度平川市一般会計予算案について、賛成の立場で討論を行います。

まず反対するには、対案をもって、実現性のある具体案を示して、議会において議論することではないでしょうか。

予算案には、特別会計及び事業会計への繰出金を計上されるなど、特に社会福祉総務費3億2,346万9,000円、老人福祉費7億9,943万4,000円、保健衛生費に8,051万9,000円であること、さらに、民生費においては、障がい福祉費の扶助費は重度障がい者医療費及び生活用具給付費4,504万1,000円、介護訓練等給付費7億2,444万円、障がい児童通所費等給付費1億3,960万円を含む10億1,555万7,000円となっています。

児童福祉総務費の扶助費は、ひとり親家庭等医療費2,934万円、児童措置費の扶助費は施設型給付費14億4,205万5,000円を含む20億4,884万6,000円であります。

生活保護費の扶助費は7億5,273万7,000円、この内訳について生活扶助等3億1,312万8,000円、医療扶助4億296万1,000円、介護扶助3,664万8,000円となっています。

また、母子衛生費の扶助費は、こども医療費給付費9,844万2,000円を含む1億236万5,000円である。

これらのことから、弱者に心がけた福祉向上を図るなど、市民生活第一の予算案であることから、議案第32号案について賛成するものであります。

○議長（福士 稔議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 討論を終わります。

議案第32号令和2年度平川市一般会計予算案についてを採決します。

委員長報告は、原案可決です。

この採決は、起立により採決します。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（福士 稔議員） 起立多数です。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号令和2年度平川市国民健康保険特別会計予算案についてを議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、16番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○16番（齋藤律子議員） 議案第33号令和2年度平川市国民健康保険特別会計予算案について、反対討論を行います。

新型コロナウイルス感染拡大は、日本の医療制度が試される事態となっているさなかの予算審査となりました。

反対の理由を上げますと、安倍政権が掲げる全世代型社会保障改革は、あらゆる分野における給付減と負担増を全世代に向けて打ち出すものとなっていますが、医療はその中でも最大の標的となっているところです。国庫支出金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金はマイナンバーカードと受診データをリンクさせ、さらなる医療費削減を狙っています。

法定外繰入削減や保険料徴収強化の努力が足りない場合、自治体への交付金の減算が明記された保険者努力支援金制度、資格証明書や短期被保険者証の発行、保険証の未交付数など、平川市の国保会計は、相変わらず構造的な欠陥を抱えた特別会計となっています。払いやすい保険料、誰もが安心してかかれる医療のため、自治体への罰金措置を強化するのではなく、皆保険制度にふさわしい財政措置を求めてやみません。

よって、議案第33号令和2年度平川市国民健康保険特別会計予算案について反対をします。

○議長（福士 稔議員） 次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、4番、石田隆芳議員の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○4番（石田隆芳議員） 議案第33号令和2年度平川市国民健康保険特別会計予算案について、賛成討論の発言をさせていただきます。

国民健康保険制度においては、安定的な運営を確保するため、都道府県が財政運営の責任主体となる都道府県単位化へ移行されてから、2年が経過しております。

しかしながら、被保険者数は減少の傾向にあること、被保険者の一人当たりの医療費が増加の傾向にあることにより、その運営については今後も大変厳しい状況にあります。

その厳しい状況の中で、本予算案は、歳入においては、国民健康保険制度改革を踏まえて医療費水準や所得水準を分析し、国民健康保険税については、保険税率を据え置くことにより被保険者の保険税負担に十分配慮された上で、財政調整基金の充当も抑制されております。

また、歳出においては、被保険者の健康推進事業や重症化予防事業を展開することにより医療費を抑え適正化を促すなど、国民健康保険事業が健全に運営されることを考慮した予算案であることから、賛成するものであります。

○議長（福士 稔議員） 次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、15番、工藤竹雄議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

○15番（工藤竹雄議員） 議案第33号令和2年度平川市国民健康保険特別会計予算案について、賛成の立場で討論を行います。

国民皆保険制度に基づき、被用者保険者の適用以外の国民全てを被保険者とし、その疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的としております。

主な歳入では、国民健康保険税 7 億 7,758 万 5,000 円、県支出金 24 億 4,359 万 5,000 円、繰入金 3 億 9,110 万円である。一般会計繰入金の内訳は保険基盤安定から 2 億 1,645 万 6,000 円、職員給与費等から 6,572 万 7,000 円、出産育児一時金から 700 万円、財政安定化支援事業から 3,428 万 6,000 円などであります。

歳出では、保険給付金 24 億 1,133 万 2,000 円、国民健康保険事業費納付金 10 億 5,103 万 2,000 円であります。

このことから、保険税の 310% を占める給付金、さらに県補助金 24 億 4,359 万 5,000 円に占める割合 98.6% であります。一般被保険者に心身ともに、健やかな安心して生活を送っていただくことから、保険事業は不可欠であります。

よって、議案第 33 号案について賛成するものであります。

○議長（福士 稔議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 討論を終わります。

議案第 33 号令和 2 年度平川市国民健康保険特別会計予算案についてを採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

この採決は、起立により採決します。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（福士 稔議員） 起立多数です。

よって、議案第 33 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 34 号令和 2 年度平川市介護保険特別会計予算案についてを議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、16 番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○16 番（齋藤律子議員） 議案第 34 号令和 2 年度平川市介護保険特別会計予算案について、反対討論を行います。

介護保険制度は施行 20 年を迎えました。令和 2 年度平川市介護保険特別会計は、第 7 期の事業計画最後の会計年度となります。

国は、制度改悪をこれまでも繰り返し、住民の声を借りれば国家的詐欺と言わざるまでに介護の危機は深刻化しています。反対の理由は、昨年 10 月からの消費税 10% への増税に関してであります。第 1 号被保険者保険料の 1 段階から 3 段階に対し、保険料率の軽減策が講じられておりますが、低年金者が対象となっております。市でも 3,805 人が対象になるということでした。軽減になることは大変いいことではあります。4 月からの年金支給はマクロ経済スライドにより、名目改定率は 0.2% 増となっておりますが、物価変動率が 0.5% 下回っているために、実質 0.3% 減になると言われており、消費税 10% への増税には追いつかない軽減策となっております。普通徴収の滞納改善にもつながらない軽減策ではないかと思っております。

保険者機能強化に対する交付金等は名目計上になっておりますが、今後の機能強化がど

のようになされるのか、注視をしていきたいと思っています。

現在の利用者の声から保険制度でありながら、介護サービスが受けにくくなっている実態や要介護認定の引下げや卒業につながりかねない事態が出てくること、大変危惧されています。自治体の役割を保険者として矮小化し、高齢者がその人らしく生きられる地域づくりを狭めるものになりかねない、これが今の介護保険制度です。厚生労働省は令和3年度からの第8期事業計画改正に向け、さらなる負担増と、給付削減の議論を進めているとなっていますが、高すぎる介護保険料、サービスの抑制、総合事業への移行、介護外し、ボランティアの活用などにより、安上がりの介護を行おうとするこうした姿勢に強く反対をします。

よって、議案第34号令和2年度平川市介護保険特別会計予算案の反対討論といたします。

○議長（福士 稔議員） 次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、15番、工藤竹雄議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

○15番（工藤竹雄議員） 議案第34号令和2年度平川市介護保険特別会計予算案について、賛成の立場で討論いたします。

第7期介護保険事業計画の最終年度となる令和2年度予算案は、65歳以上の高齢者が年々増加するため、介護を必要とする方や、それを支える家庭が安心して生活していくために必要な介護サービスに係る給付費を計上しており、その財源としては、国県支出金や支払基金交付金のほか、介護保険財政調整基金からの繰入金を計上することで、第1号被保険者の保険料負担に配慮するなど、適正に予算計上されているものと思われま

す。また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう医療、介護、予防、生活支援、住まいを地域の中で総合的に提供する地域包括ケアシステム構築に向け、介護予防・日常生活支援総合事業を含む地域支援事業等の積極的な取組姿勢が見られることから、議案第34号案に賛成するものであります。

○議長（福士 稔議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 討論を終わります。

議案第34号令和2年度平川市介護保険特別会計予算案についてを採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

この採決は、起立により採決します。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（福士 稔議員） 起立多数です。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号令和2年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、16番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○16番（齋藤律子議員） 議案第35号令和2年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案

について、反対討論を行います。

反対の理由は、昨年10月から実施された低所得者の保険料に対しての9割負担の減免が廃止されたことなどにより、低所得者に負担増が大きいのしかかっていることが理由です。

また、予算審査の中では、今回の予算案には、計上されていないという保険料率の改正2月21日の広域連合議会で4月からの保険料率改正が決められていることから、このことも併せて反対の理由とさせていただきます。以上、反対討論とします。

○議長（福士 稔議員） 次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、15番、工藤竹雄議員の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○15番（工藤竹雄議員） 議案第35号令和2年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案について、賛成の立場で討論を行います。

国民皆保険制度に基づき、少子高齢化が進む日本において高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、高齢者と若者の間で世代間の公平性、高齢者間の世代内公平性を図った上で医療費を負担し、高齢者が安心して医療を受けられる社会を維持するために創設されました。

当市においても高齢化が年々進んで、75歳以上人口が増え続けることは間違いなく、当市の直近の75歳以上は全体の17.35%、5,388人が占めています。

元気が一番であります。医療費の増大が見込まれるものと推定することから、歳入では、一般会計繰入金として1億2,886万8,000円、うち保険基盤安定1億2,165万6,000円、保険料2億2,102万8,000円を含む、歳入合計で前年比7,742万9,000円増の3億6,283万5,000円と計上しています。

また歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金3億4,268万6,000円などを含み、前年比7,742万9,000円増の3億6,283万5,000円となり、笑顔があふれる健康長寿青森県ナンバーワンを目指すことから保険料率上げは不可避であることから、議案第35号案について賛成するものであります。

○議長（福士 稔議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 討論を終わります。

議案第35号令和2年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案についてを採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

この採決は、起立により採決します。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（福士 稔議員） 起立多数です。

よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号から議案第56号までの21件について、会議規則第35条の規定により一括議題とします。

これより討論を行います。

討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 討論を終わります。

それでは、議案第36号から議案第56号までの21件についてを、一括採決します。

ただいまの21件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの21件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(福士 稔議員) 日程第5、閉会中における議会運営委員会、常任委員会及び議会広報特別委員会の継続調査についてを議題とします。

初めに、議会運営委員会委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申出がありました。

また、各常任委員会委員長より、各常任委員会の所管事務調査についてを、また議会広報特別委員会委員長より、市議会だよりの編集発行に関する事項についてを、閉会中における継続調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び議会広報特別委員会委員長の申出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定しました。

なお、各常任委員会においては、調査期日、調査内容、その他細部について、各常任委員会で協議の上、実施していただきたいと思います。

以上で、本定例会に付議された案件は、全部終了しました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、令和2年第1回平川市議会定例会を閉会します。

午前11時19分 閉議及び閉会